

国家知識産権局と公安部による

「知的財産権保護の強化に向けた協力・連携の強化に関する意見」印刷配布の通知

発表時間：2021年5月24日

国知発保字[2021]12号

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団知識産権局、公安庁（局） 御中

知的財産権保護の全面的な強化に関する党中央、国務院の政策決定・配置を徹底、実行し、知的財産管理部門と公安機関の知的財産権保護業務における協力・連携を深めるため、国家知識産権局、公安部は「知的財産権保護の強化に向けた協力・連携の強化に関する意見」を制定し、ここに公布する。これを遵守し、実行されたい。

国家知識産権局

公安部

2021年5月20日

国家知識産権局と公安部による

「知的財産権保護の強化に向けた協力・連携の強化に関する意見」

第一条 知的財産権保護の全面的強化に関する党中央、国務院の政策決定・配置を徹底、実行し、知的財産管理部門と公安機関の知的財産権保護業務における協力・連携を深め、知的財産権の行政保護と刑事司法の有機的な連携、長所を生かして相互補完する運用の仕組みの構築を加速し、科学技術イノベーション、科学技術の自立・奮闘に奉仕するため、刑法、刑事訴訟法、商標法、専利法、商標法実施条例、専利法実施細則等の法令に基づき、この意見を制定する。

第二条 国家知識産権局と公安部は、情報交換、専門的支援、インフラ整備、法律研究、業務研修、周知・教育、国際交流等の項目を含む知的財産権保護業務における協力・連携を強化する。

第三条 知的財産権保護業務における双方の協力・連携は、国家知識産権局知識産権保護司（以下「保護司」という）及び公安部食品薬品犯罪偵査局（以下「食薬偵局」という）が一括して責任を負う。

第四条 国家知識産権局と公安部は、知的財産権保護に関する協調・協議の仕組みを構築し、関連する行政部門、司法機関を招いて、全国の知的財産権侵害の違法行為・犯罪の状況に関する分析・検討評価を行い、業務計画を検討、制定し、知的財産権保護業務の年度目標及び業務重点を立案し、知的財産権保護業務の深化を共同で推し進める。

省級以下の知的財産管理部門、公安機関は、現地の実情に応じて相応する協調・協議の仕組みを構築し、専任の担当者を指名し、関連業務を共同で検討、実施する。

第五条 知的財産管理部門は、日常業務の中で、明らかに犯罪の疑いがある違法行為を発見した場合には、同級の公安機関に速やかに通知しなければならない。

第六条 知的財産管理部門と公安機関は、自発的に関連する行政部門、司法機関と状況・情報通知制度を共同で構築し、各部門のデータ共有を段階的に実現し、情報共有プラットフォームの構築を推し進めなければならない。

第七条 知的財産権管理部門が、刑事事件の立件訴追基準、証拠の固定・保全、違法・犯罪行為者の身元等の問題について公安機関の意見を求める場合には、公安機関は速やかに回答しなければならない。

公安機関は、案件を処理する過程で登録商標情報の事実確認が必要な場合には、国家知識産権局商標登録証明公示システムを通じて事実確認を行い、必要に応じて国家知識産権局商標局に事実確認をすることができる。案件に係る専利の法的状況について事実確認の必要がある場合は、国家知識産権局が各地に設置している専利代理処に「専利登記簿副本」の発行を申請することができる。地理的表示に関する情報について事実確認の必要がある場合は、保護司に事実確認をすることができる。

刑事事件に関わる商標の使用、同一商標、同一の種類の商品、専利詐称行為等に対する認定の問題について、公安機関は、関連する司法解釈及び国家知識産権局が制定した商標・専利権侵害の判断基準等に基づき直接認定することができる。必要に応じて、同級の知的財産管理部門に専門的な意見を求めることができる。同級の知的財産管理部門が、関連する問題について認定できない場合には、当該部門は段階的に上位の知的財産管理部門に指示を仰ぎ、又は公安機関が段階的に食薬偵局に報告し、保護司の意見を求めなければならない。

第八条 国家知識産権局と公安部は、各自の優位性を発揮して、知的財産権保護業務の専門家チームを共同で設置し、知的財産権保護のマクロ戦略に関する調査研究を強化し、重点業界分野における権利侵害・模倣の違法行為・犯罪の状況を分析、検討評価し、科学技術イノベーションと科学技術の自立・奮闘に影響を及ぼす可能性のあるリスク、潜在的な危険を徹底調査し、法律の理解及び適用等の問題について特別調査と課題研究を行い、法律政策の整備を推し進め、困難で複雑な案件に対する指導、法執行実務の支援に奉仕する。

各地の知的財産管理部門、公安機関は、各自の優位性を発揮して、研究・研修等の活動を共同で実施し、知的財産権保護業務の水準の継続的な向上を図る。

第九条 知的財産管理部門、公安機関は、ラジオ・テレビ、インターネット等多種のメディアを十分に活用し、柔軟性のある多様な形式で、知的財産権保護の法律政策を広く周知し、消費者の識別能力を高め、大衆を教育し、社会に警告し、社会全体で知的財産権を尊重し保護するという意識を高めなければならない。

第十条 知的財産管理部門、公安機関は、国際的な保護の協力において、緊密に協力し、共に関連の国際交流活動に参加し、中国の知的財産権保護の決意と成果を十分に示さなければならない。

第十一条 国家知識産権局と公安部は、重大案件の調査・処分・解決、協調体制の推進、理論研究と周知・研修の実施等において顕著な貢献をした知的財産管理部門、公安機関の団体及び個人に対して定期的に表彰を掲示し、業務が不十分なものに対しては批判を加える。

第十二条 この意見の解釈権は国家知識産権局と公安部の両方に帰属する。

第十三条 この意見は公布日から施行する。これより前に公布された文書がこの意見と一致しない場合は、この意見に準ずることとする。

出所：2021年5月24日付け中国国家知識産権局ウェブサイト
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/24/art_75_159595.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。